

## 平成 31（2019）年度ユニークベニュー会場設営支援事業実施要領

公益財団法人東京観光財団は、下記により平成 31（2019）年度「ユニークベニュー会場設営支援事業」への申請を受け付けます。

### 記

#### 1. 目的

この事業は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が、MICE\*の主催者等が都内の施設をユニークベニュー\*\*として利用する際の会場設営の支援を行うことにより、MICE 開催都市東京の魅力を国内外に向けて強力に発信することを目的として実施するものです。

\* 企業系会議（M）、企業の報奨・研修旅行（I）、国際会議（C）、展示会・国際イベント（E）のいずれかに該当するもの

\*\* 神社・仏閣、美術館・博物館、歴史的に価値の高い建造物、庭園、その他ユニークさが認められる施設（商店街や公道を含む）等で、ホテル内の宴会場やバンケット施設など、会議場、セミナー又はレセプションでの利用を目的としている又は前提としている施設は除きます。ただし、歴史的・文化的な価値がある場合はこの限りではありません。

#### 2. 事業の対象

##### (1) 対象イベント等

対象とするイベント等（会議やイベント、レセプション等）は、次の要件すべてを満たしていなければなりません。

- ①東京都内のユニークベニューを会場として開催される MICE に係るイベントであること
- ②原則として、平成 31 年（2019）年 4 月 15 日から平成 32 年（2020）年 2 月 28 日までに実施を予定していること。
- ③イベント等の内容は、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 過去に同様のイベント等を実施していない、又はイベント等の実施が広く一般に認知されていない
  - イ 参加者数及び都内宿泊者数が多く、高い経済波及効果が見込める
  - ウ 国際社会で認知度の高い、世界的に著名な企業または団体が主催するなど、東京のプレゼンス向上に資する
  - エ 広く一般の参加者を集めて実施する
  - オ 東京都が行政計画で振興を目指す産業分野に関するものである
  - カ その他理事長が特に認めるもの
- ④実施状況を確認できる画像等を提供すること。
- ⑤財団が別途指定する形式のアンケートに回答すること。
- ⑥イベント等が物販や興行等の利益を目的とするものでないこと。
- ⑦企業の労働組合活動又は福利厚生を目的とするものでないこと。
- ⑧国、地方自治体又は個人が主催するものでないこと。
- ⑨政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- ⑩公序良俗に反するものでないこと。
- ⑪当該ユニークベニューの所有者または管理運営者等が主催するものではないこと。

## (2) 支援内容

支援内容は、次に掲げる会場の設営に係る経費について、(3)に記載の金額の範囲内で助成します。

- ①会場備品リース料（椅子、テーブル、ステージ、テント、仮設トイレ等）
- ②機材費（音響、照明、電源及び電気工事費等）
- ③装飾費（テーブルクロス、暗幕及びサイン類等）
- ④その他、特に必要と認められる経費

ただし、経費のうち消費税等の租税公課、警備・エンジニア等に係る人件費は支援の対象に含みません。

## (3) 支援の上限額

支援の上限額は、ユニークベニュー会場設営支援事業の予算枠内とし、対象とするユニークベニューでのイベント等開催1件につき、上記の経費の合計金額の2分の1又は1000万円のいずれか低い額を上限とします。

## 3. 申請者の資格

支援対象となるイベント等について、原則として、平成31(2019)年4月15日から平成32(2020)年2月28日までに実施を予定しており、次の各条件を満たすものであること。

ア 当該イベント等を主催又は運営する団体または企業等。もしくは海外に所在する団体または企業等が主催する場合に限っては、主催者等の委任を受けた当該イベント等を運営する旅行会社、国際会議等運営事業者及びイベント運営会社等で、日本国内に拠点をもつもの。

イ 以下のいずれにも該当しないこと。

- A. 東京都監理団体。
- B. 申請時から起算して過去5年間に重大な法令違反等がある。
- C. 都税の未納がある。
- D. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている。
- E. 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団関係者等。

ウ 平成31(2019)年4月1日以降に本補助金の交付を2回以上受けていないこと。

エ 平成31年(2019)年4月1日以降に本補助金の交付を1回受け、さらに同一の会場を使用してイベント等を開催しようとするものでないこと。

## 4. 申請方法

### (1) 提出書類

① ユニークベニュー会場設営支援助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第1号様式の2）、ユニークベニュー会場設営計画書（第1号様式の3）及び助成対象経費見積書（第1号様式の4）を書式・様式に基づき作成して下さい。記載内容が多い場合は複数頁となっても構いません。

② 添付資料：

- (ア) 申請者の定款又は運営規約
- (イ) 申請者の組織体制及び役員名簿又は組織名簿
- (ウ) 法人都民税・法人事業税の納税証明書（都内に事業所を設けて事業を行う事業者のみ）

- (エ) イベント等のプログラム又は日程表
- (オ) ユニークベニュー施設の写真や概要が分かる資料
- (カ) 委任状又はそれに類する書類（海外に所在する団体等が主催する場合）
- (キ) その他理事長が必要と認める書類

(2) 提出部数：各1部

(3) 提出先及び問合せ先

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル6階  
公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部  
ユニークベニュー会場設営支援担当  
電話 03-5579-2684 FAX 03-5579-2685

(4) 提出方法

郵送（書留）又は持参により提出して下さい。

## 5. 申請の受付期間

応募期限：平成32（2020）年2月14日（金）

※1：受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時45分までです。

※2：ただし、今年度の支援可能枠がなくなった場合には、それ以降の募集を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※3：原則として、イベント等の実施日の2週間前までにご申請ください。

※4：イベント等の実施時期が、平成32（2020）年2月1日以降の場合は、事前に財団にご相談ください。

## 6. 審査・選考の手続き

(1) 審査

各申請案件について、審査会を開催し、所定の基準に照らして、助成対象として資格の有無、支援の内容等を審査します。なお、審査会及び審査基準は非公開としています。

(2) 選考及び選考結果の通知

審査会による審査結果を踏まえ、財団が交付又は不交付を決定します。

(3) 選考結果の通知

文書で審査結果を通知いたします。交付決定時期は適格な申請書の受領後、2週間程度を目安としてください。

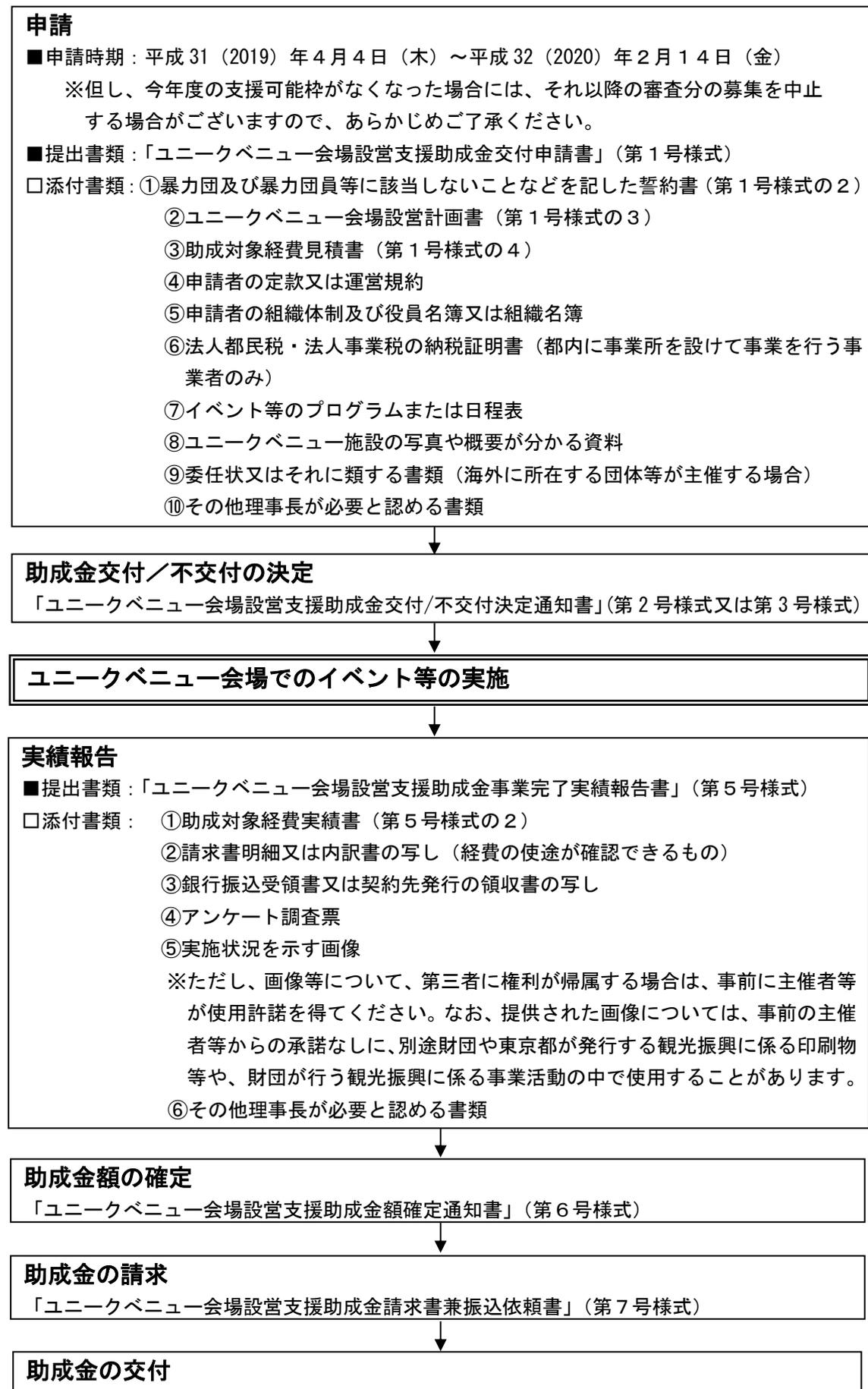
## 7. 表示について

イベント等の開催の際に、東京都から会場設営支援を受けている旨を以下のとおりアナウンス又は表示して下さい。

日本語：特別協力 公益財団法人東京観光財団

英語：Supported by Tokyo Convention & Visitors Bureau

## 8. 申請から支援実施までの流れ



以上